平成22年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等 《財団法人 神戸いきいき勤労財団》

			T			
指摘の概要			措置内容			措置状況
ア 契約に関する事務			財団の専決規程に定められた権限			
財団の専決規程に応じた決裁がなさ			者まで決裁がなされていない事例が			
れていない事例が見受けられた。			存在したことについては,今後このよ			
下記事例に限らず、改めて個々の契			うなことのないよう,当該事例の所管			
約にあたり、決裁区分を確認するなど			だけでなく,財団全体で周知するた			
適切な処理を行うべきである。			め,管理職による連絡会を開催し,			措置済
(事	9例)	再発防止を徹底した。				
		契約金	注 額	誤	正	
	中部センター事務所等の賃貸 借契約決議		939,904円 シルバー人材センター長 決裁 常務理		常務理事決	裁
		-			-	
イ その他						
勤労市民センターにおいて、使用申			勤労市民センター使用申込書に記			
込書に記載された団体名と利用料金減			載された団体名と利用料金減免申請			
免申請書に記載された団体名が異なっ			書に記載された団体名が異なってい			
ているにも拘わらず、減免を行ってい			た事例については、今後、第三者か			
る事例が見受けられた。			らの誤解を生じないよう, 減免にあ			
当該事例においては, 前者は, 後者			たっては使用申込書と減免申請書の			
の構成団体の一部という関係にあるこ			団体名は必ず同じようにして、処理			
とから,減免対象団体としての取扱い			を行うこととする。			措置済
を行っているが、第三者からの誤解を			財団内で実施している定例館長会			
生じ兼ねない事例である。今後、同様			にて, 当該事例を説明し, 当該勤労市			
の事例のないよう適切な事務処理を行			民センターを含む全勤労市民センタ			
うべきである。			一及び勤労会館に取扱いの統一を			
(事	(事例)			徹底した。		
			書記載団体名	減免対象団体	名	
	A			В		